

顧問契約書（書式）

（以下『甲』と称する）と弁護士中村友次郎（以下『乙』と称する）は、本日次のとおり顧問契約を締結した。

- 1 乙は、平成年月日より甲の法律顧問に就任する。
- 2 乙は、甲からの電話または口頭による法律相談、契約書等法律関係書類の点検等は無償で応じる。
- 3 乙は、甲からの訴訟等委任事件（調停、即決和解、保全、執行等事件を含む）に関して、中村友次郎法律事務所報酬基準に定める金額の概ね70%をもって報酬等の基準とする。
- 4 乙は、甲を相手方とする訴訟等の代理人を受任しない。
- 5 乙は、業務上知りえた甲の機密事項を他に漏らさない。
- 6 甲は、乙に対し、顧問料として月額 金円（消費税込）を前月末日までに、後記乙名義の口座に源泉徴収の上振り込んで支払う。
- 7 本契約期間は、契約締結時より1年間とし、双方異議のない場合は1年ごとに自動更新する。
但し、甲、乙双方とも単独の意思表示により何時にてもこれを解除することができる。